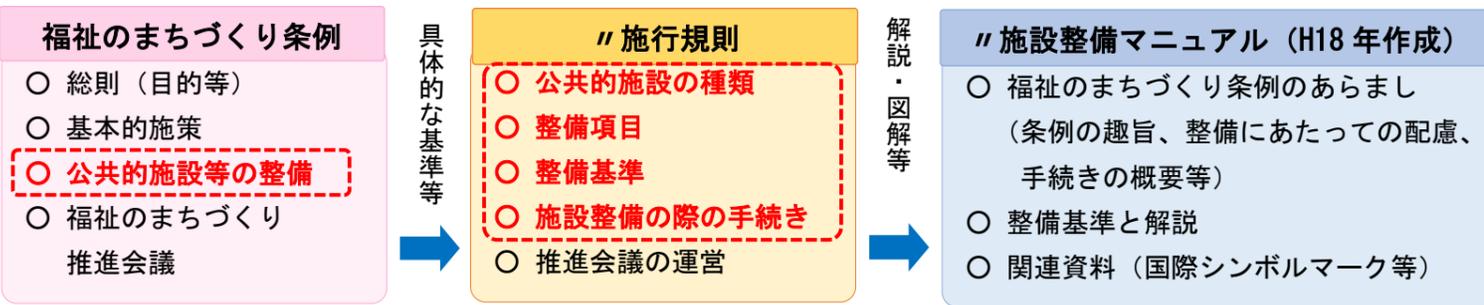


1 条例・施行規則との関係性



※ 福祉のまちづくり条例上の『公共的施設』
学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど多数の者の利用する施設

2 施設整備マニュアルの構成

① 条例のあらまし (2~69 ページ)

- バリアフリーに配慮した整備を行うために設計者等が理解すべき、条例の趣旨や、配慮すべき事項について解説
- 条例の対象となる公共的施設の例示
- 公共的施設の新築等の際に必要な手続きの説明 等

② 整備基準と解説 (72~143 ページ)

- 施行規則で定める整備基準について、解説文や図解により説明
- 整備基準を上回る「望ましい整備」について紹介

3 出入口の構造 (利用円滑化経路上に設置されているものに限る。)

障がい者、高齢者に代表される移動制約者が支障なく施設内の部屋に出入できるように、幅の確保、開閉の容易さ及び段差の解消などが必要である。

① 整備項目	② 整備基準	③ 望ましい整備	④ 解説
※ 利用円滑化経路上の出入口の構造 (規則別表2「建築物の表7の項第2号イ)	利用円滑化経路上にある出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。)は、次の構造とする。	・ 外部出入口には、屋根やひさしをかけることが望ましい。 ・ 玄関ホールには、車いすを常設することが望ましい。 ・ 上履きに履き替える場合は、ベンチ等を設ける。	車いす使用者用便所の出入口にも適用される。
出入口幅	ア 外部出入口の幅は内径を90cm以上、外部出入口以外の出入口の幅は内径を80cm以上とする。	外部出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口の幅は90cm以上が望ましい。	「内径90cm」とは車いすが通過しやすい寸法、「内径80cm」とは車いすが通過できる寸法である。
戸の構造	イ 戸を設ける場合には、自動ドアその他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ90cm程度が望ましい。	車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない引き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。
	ウ ガラス戸とするときは、安全な材種を使用すること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者の衝突を防止するための措置を講ずること。	ガラス戸の場合、床上35cm程度までは車いすあたりとする。	全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さの色や模様で識別できるような措置を採る。

※利用円滑化経路
障がいのある方・高齢の方が円滑に利用できる経路

※施設整備マニュアルP82「出入口の構造」より抜粋

- ① 整備項目
基準が設けられた項目
- ② 整備基準
施行規則に定められた、遵守義務となっている整備基準
- ③ 望ましい整備
条例で規定されていないが、整備の際に配慮することが望ましい整備内容
- ④ 解説
整備の意味や目的

例 (利用円滑化経路上の出入口)

＜義務(整備基準)＞
外部出入口 90cm以上
→車いすが通過しやすい寸法
それ以外 80cm以上
→車いすが通過できる寸法

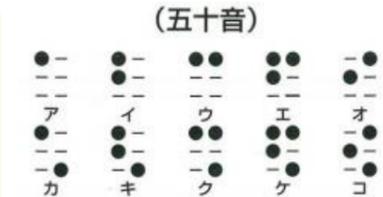
＜望ましい整備＞
外部出入口 120cm
内部出入口 90cm

③ 関連資料 (146~161 ページ)

- 障がい者のための国際シンボルマーク、社団法人日本エレベーター協会標準、その他(点字の読み方等)



国際シンボルマークの掲示に係る最低基準や、形状等 (146~147 ページ)

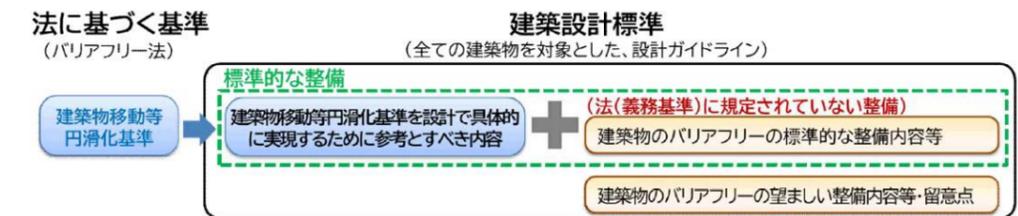


点字の読み方 (161 ページ)

3 建築設計標準 (高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準) の概要

すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして、バリアフリー法を所管している国土交通省が定めたもの。

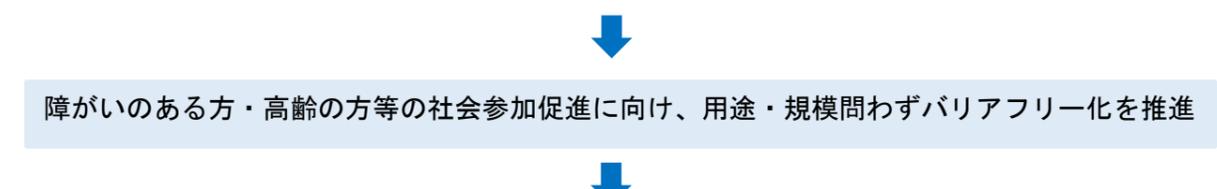
○建築設計標準の位置づけ(法令との関係)



※図：建築設計標準 (2) 今回の改正の背景と目的より抜粋

R3年3月改正の目的と背景

共生社会の実現に向けた取組の推進 (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催)



- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
→床面積等に限りのある小規模店舗における出入口の幅等の基準のほか、備品による移動の支援や接遇等のソフト面の工夫を例示
- ② 重度の障がい、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
→多機能トイレの機能分散化や、適正利用の推進 等
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加
→設計段階から障がい当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加 等